

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	安定的な住民生活に必要な不可欠である公有財産等の災害による損害に対する救済及び災害による損害の防止並びに住民の防災意識の向上を図る事業	79.4%

[1] 事業の概要について(注1)

[設立経緯]

本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合(以下「市等」という。)が所有、使用又は管理している財産の損失の救済や、災害に因る住民生活に及ぼす被害の防止・軽減のための消防防災施設等の充実に資する資金貸付を柱としつつ、防災に係る調査研究・普及啓発、住民の防災意識の向上を図る事業として、防災専門図書館事業及び都市機能等に関わる調査研究等関連分野の事業を実施しているところです。

その設立の経緯は、地方自治法第263条の2の規定に基づく公益的法人として、市及び市が設置する一部事務組合の委託を受けて市等が所有、使用又は管理している住民の共有の財産である公有財産等の災害による損害を相互救済する事業(以下「相互救済事業」という。)を行うため、設立されたものです(設立:昭和24年1月)。

本会の相互救済事業は、建物総合損害共済並びに自動車損害共済の両事業を柱として、より低廉な共済基金分担金(相互救済事業を委託している市等から、所定の基準により算出して徴収する経費)によって市等の財政負担の軽減による住民の税負担の軽減を図るとともに、万が一の災害の際には、迅速かつ適正に災害共済金を交付することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動の拠点の早期回復に資することを通じて地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを、使命としてきたところです。

事業内容については、順次改善を進め、当初は火災に因る損害(建物)及び自動車損害のてん補でありましたが、落雷、破裂・爆発、風水害、雪害、衝突等、損害のてん補範囲を拡大し、さらに地震災害見舞金制度(昭和55年)を設けるなど充実を図り、一方で適宜共済基金分担金基率の改定(引下げ)を行い、市等の経費節減を通じて住民の税負担の軽減にも寄与してきました。

その後、上記の相互救済事業による被災への対応に関連して、さらなる住民福祉の向上に寄与するため、共済基金やその運用益を有効活用し、災害による損害の防止・軽減や住民の防災意識の向上を図る事業を開始いたしました。具体的には、市等の消防防災施設等に対する資金融資(昭和30年度~)は、共済基金を活用した消防防災等の施設の設置、促進を図る事業であり、市等に低利な事業資金として利用いただいています。さらに、その利子収入を財源に充てて、防災専門図書館の開設(昭和31年度~)、防災に係る調査研究・普及啓発、都市機能に関わる調査研究(昭和30年度~)等の事業を実施しています。

これらの経過を踏まえ、現在、本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として事業を行っています。

[事業総括]

本会の事業は、その設立経過から、地方自治法第263条の2の規定に基づき、市等の委託を受けて実施する公有財産等の災害による損害の相互救済事業を主たる事業のひとつとして位置づけているところです。本会の相互救済事業は、相互救済という趣旨から、「共済」という手段(名称)を用いていますが、特定団体又は特定職域の構成員の利益を目的とし、受益の機会をそれらの特定多数の者に限定している「共益」とは根本的に異なり、公有財産等の災害損失についての相互救済を行うことを通じて、住民生活のセーフティネットとしての役割を担っているところです。

公有財産等は、住民の共有財産であるとともに、教育・文化、保健・医療、環境・衛生、消防・救急、福祉等の市等が担う様々な都市機能の拠点や資源であり、これらの災害による損失は、住民生活に重大な影響を及ぼすこととなります。また、公有財産等の中にはごみ処理工場(爆発・火災)や水源設備、風力発電装置(落雷)等、事故発生率や大事故の危険性が高く、民間の保険を付保とすることが現実的には困難な物件も含まれています。本事業では、これらを全て公有財産等の括りで事業対象としており、損害のてん補により、被害を受けた公有財産等の持つ都市機能の回復を促進することで住民福祉活動の円滑実施に寄与してまいりました。([事業の内容] 1 (2) 参照)

加えて、その事業運営に際して、低廉な共済基金分担金により実施するという精神は、現在に至るまで一貫しており、住民の負担軽減の面でも、寄与してまいりました。

これらを通じて、本会は、安定的な住民生活を支えるセーフティネットとしての役割を担い、設立以来、不特定多数の住民の利益に寄与しています。

なお、事業は市等を通じて実施していますが、あくまで目的は、安定的な住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことであり、その対象となる財産が公有財産等であることから、それを所有、使用又は管理する市等を通じての事業となるものであります。

なお、災害による損害の防止・軽減を図るための事業として、消防防災施設等に対する資金貸付、防災に係る調査研究及び普及啓発を実施しており、これらにつきましても、事業内容から市等を通じて実施しておりますが、相互救済事業と同様、目的は安定的な住民生活のセーフティネットの充実を図り、不特定多数の住民の利益に寄与することであり、

また、防災専門図書館の目的は、すべての住民を閲覧の対象とすることにより、不特定多数の住民の利益に寄与することであり、

以上から、本会の相互救済事業は公有財産等の災害による損害に対する救済する機能を有している点、災害防止等都市機能に関わる資金貸付や調査研究・普及啓発については、災害による損害を防止・軽減する機能を有している点、防災専門図書館等は住民の防災意識の向上を図る機能を有している点で、これらは防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に相互補完しあう関係となっており、事業全体を通じて住民福祉の向上に寄与し、不特定多数の者に利益をもたらすものです。

なお、本会の事業は、相互救済事業を運営するための共済基金分担金による収入とその他の収入を財源として運営しております。

・ 本事業を構成する事業

- 1 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業（地方自治法第263条の2の規定する相互救済事業）（定款第4条第1項第1号）
- 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業（同第2号）
- 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業（同第3号）
- 4 防災専門図書館事業（同第4号）
- 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業（同第5号）

・ 各事業に対する財源の振分け

相互救済事業及び同事業を直接補完する防災に係る調査研究及び普及啓発に係る費用は、共済基金分担金収入を充当しています。ただし、相互救済事業の災害共済金の支出が想定を大きく超えた場合は、責任準備金（異常危険準備金を含む。）及び正味財産を取り崩して対応します。また、地震災害見舞金（相互救済事業の附帯制度）については、正味財産の5%を限度として支出します。

また、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の融資財源については、特定資産を設定しています。

それ以外の事業については、利子収入等（消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入、一般利子収入）の一部を充当することを基本としています。

[事業をまとめた理由]

本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを使命とすることから、上記の事業である相互救済、消防・防災施設等の整備・充実への寄与、防災に関連する調査研究及び普及啓発、都市機能の維持発展に関連する事業を併せて効率的に実施することで、災害による公有財産等の損害の救済、損害の防止及び住民の防災意識の向上等が図られ、本会の使命が達成できるため、相互関連する事業としてひとつにまとめるものです。

[事業の内容]

1 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業（地方自治法第263条の2に規定する相互救済事業）

（1） 事業の目的

低廉な共済基金分担金で公有財産等の災害に因る一定の損害に対する相互救済事業を行うことにより、市等の経費節減と災害時の財政負担を軽減するとともに、住民負担の軽減と住民福祉活動拠点の早期回復に資することにより、住民福祉の向上に寄与いたします。

（2） 事業内容

本事業は、小中学校の校舎など市等が所有、使用又は管理する財産の災害による一定の損害をてん補するものであります。

本事業は、引き受ける公有財産等の種類により、建物総合損害共済、自動車損害共済の二つの共済種目に分類しています。また、それぞれの共済委託物件を対象に、各々の共済種目の附帯制度として地震災害見舞金制度を設けています。各種目の制度については、災害共済金・見舞金の支払実績等から個別に計算し、事業運営の適正を図っています。

本事業については、住民の利益の増進が目的であることから、事業の設計及び運営の基本は、住民福祉活動の拠点であり安定的な住民生活に必要な不可欠である公有財産等の災害に因る損害を迅速にてん補し、復旧に資することができる仕組みを構築しています。

例えば、営利を目的とする民間損保が実施している総合保険の場合、物件種別（住宅物件、工場物件、倉庫物件、一般物件）に応じて保険料率が異なり、特に事故率や損害率が高く危険度の大きな物件（例：風力発電装置や、ボイラー等の機械類及びそれを設備として有する工場施設等）に対しては保険料は非常に高く設定されるため、保険に加入しようとする側にとって、現実的には保険を付保する（保険

に加入する)ことが困難な物件があります。自動車保険についても、自動車の用途車種や使用目的等によって危険度が大きく異なっており、危険度の大きい緊急車両(消防車、救急車)や塵芥車は、保険料は非常に高く設定されるため、同様です。

しかしながら、本事業では、上記目的から危険度の大きい公有財産等(例えば、ボイラー等の設備を設けているごみ焼却場等や緊急車両)であっても、共済基金分担金基率の設定に際して、危険率については安定的な住民生活の確保を図る観点から算定の要素に含めないこととすることで、委託する側にとって共済委託物件とすることが困難となる公有財産等は名実ともに生じず、かつ災害による公有財産等の損害時には、いち早く住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことが可能です。(下記【本事業における相互救済事業の特徴】を参照)

さらに、地震については、てん補の対象外(免責)としておりますが、地方自治法第263条の2の趣旨に則し、見舞金制度を設けることにより、実質的に通常の火災等による損害であればてん補される額の15%相当を見舞金として交付する制度を設けております。地震災害見舞金制度については、

〔1〕建物総合損害共済又は自動車損害共済への委託物件は、自動的に地震災害見舞金の交付対象物件となる。

〔2〕民間損保が実施する地震保険のように、当該保険のための保険料(本会の共済基金分担金)に相当するものは徴収していない。

という特色を有しており、かつ災害による公有財産等の損害時には、住民生活のセーフティネットとしての役割を担っているところです。

(地震災害見舞金制度の詳細については、「1(3)ウ 地震災害見舞金制度」を参照)

また、本事業の実施に際しては、住民負担の軽減による住民福祉の増進の観点から、次のような措置を講じることとしています。

〔1〕相互救済事業その他公益目的事業における、共済基金分担金等の収入と災害共済金その他の公益目的事業経費との単年度過不足については、翌年度以後における災害共済金の支出(特に、巨大災害等が発生し、甚大な被害が生じた場合における災害共済金への支出)に充てるために異常危険準備金として計上するか、又は当年度の災害共済金に充てるために異常危険準備金の一部を取り崩すものとする。

〔2〕異常危険準備金は、過度な水準とならないよう客観的根拠に基づく上限を設定すること。

〔3〕〔2〕の「客観的な根拠に基づく上限」の設定は、専門的・技術的観点から客観的なものとなるよう、日本アクチュアリー会の正会員又は準会員で一定の実務経験を有する者の意見に基づき、相互救済事業の運営上における適正な資産水準を設定し、その水準との関係で異常危険準備金の上限を設定すること。(1)

〔4〕〔3〕の適正な資産水準をもって、本会として保有可能な総資産の上限とすること。(2)

〔5〕相互救済事業のてん補については、本会が現実に保有している資産を限度とすること。(3)
(資産がマイナスに至る状態になるまでてん補をせず、将来に住民の負担のつけをまわさないことを明確にすることで、住民が不利益を被ることがないようにしています。)

(1)「相互救済事業の運営上における適正な資産水準」については、その客観性を確保する観点から、保険数理に基づく通常の予測を超えて発生する巨大災害等のリスクに基づき算定した、ソルベンシー・マージン(支払余力)やソルベンシー・マージン比率を参考に、設定することとしています。

(2・3)「本会として保有可能な総資産の上限」は、同時にてん補可能な資産の上限でもあります。本会では、これらの上限を特に「支払準備資産」と定義した上で、本会が現実に保有している資産=現実の相互救済事業のてん補限度額を、「見なし支払準備資産」と定義しています。

【本事業における相互救済事業の特徴】

本事業の目的：住民福祉の増進を達成。

いかなる公有財産等であっても、実質的に委託が困難となるものを生じさせず、住民生活のセーフティネットとして役割を担うことを優先。

公有財産等の分類や、「年次別建築費指数表」及び「建物再調達価額基準建築単価表」の数値について、独自のもの(民間損保とは異なるもの)を使用することを通じて、独自の共済基金分担金基率等を設定できる仕組みの構築。

共済基金分担金基率の設定に際して、危険率は算定の要素に含めず。(1)

建物総合損害共済や自動車損害共済の基率に係る公有財産等の分類を簡素化。(2)

本会が使用している建物の取得単価(委託物件の取得単価)については「年次別建築費指数表」及び「建物再調達価額基準建築単価表」により簡易に評価し委託できるものとなっています。(3)

事故や損害のリスクの高い公有財産等であっても委託しやすく、その結果、災害に因る損害が発生した場合でも、住民福祉活動の拠点であり安定的な住民生活に必要な不可欠である公有財産等の災害に因る損害を迅速にてん補し、復旧に資することが可能。

加えて、事故や損害のリスクの高い公有財産等と、通常(事故や損害のリスクが高くない)の公有財産等の共済基金分担金基率を同一に設定しても、前者はもとより後者についても低廉な共済基金分担金

により、市等の経費節減・財政負担の軽減を通じ、住民負担の軽減にも寄与。

1 自動車損害共済は、特定の車両に限定した上で、前々年度かつ前々年度以前3年間の災害共済金（の合計）が共済基金分担金（の合計）を超えた場合に限り、平衡負担金という制度を設け、共済基金分担金を上乘せする制度があります（対象となる団体は自動車損害共済に委託している団体の1%未満）。

2 建物総合損害共済の公有財産等の分類は一般・住宅の2種類（民間損保は大別しても住宅物件、工場物件、倉庫物件、一般物件がある）のみで、自動車損害共済は9種類の車両種別（民間損保は車両種別以外に運転者の年齢や附帯設備の有無等、様々な種別がある）のみであります。

3 本会が使用している「年次別建物指数表」及び「建物再調達価格単価表」は高い評価を得て、現在、新地方公会計制度においても、採用が推奨されています。

（備考）本事業に係る共済基金分担金基率の算定にあたり、委託契約の条件・過去の災害共済金や事故状況のデータをもとに、将来の事故の支払額を計算することによって求める点での科学的・工学的手法については、保険数理に基づく方法を探っています。

（3）事業の実績（平成29年度）

ここより以下の部分は、申請書類N052「行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」の添付書類として提出します。

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第1号～第5号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
18	<p>第1号 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業（地方自治法第263条の2の規定する相互救済事業）について</p> <p>本事業は、より低廉な共済基金分担金によって市等の財政負担の軽減による住民の税負担の軽減を図るとともに万が一の災害の際には、迅速かつ適正に災害共済金を交付することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動拠点の早期回復に資することを通して住民福祉の向上に寄与する点で、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当します。</p> <p>第3号 消防・防災施設整備事業等資金融資事業について</p> <p>融資の条件は、公有財産等の災害の防止という観点で相互救済事業と関連をもち、かつ公益性の高い消防・防災施設整備事業等を対象とすることで、様々な都市機能の整備、充実を通じて住民福祉活動の向上を図るとともに、財政融資資金の貸付金利（国債利回り）と同等又はこれを下回る低い利率設定であることから、市等の財政の負担軽減、ひいては住民の負担軽減に寄与する点で、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当します。</p> <p>第5号 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業について</p> <p>「(2) 様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」（全国的規模に係る防災・危機管理及び安全・安心なまちづくりに関する調査研究・普及啓発や、その前提となる都市政策等に関わる調査研究等）への助成は、様々な都市機能の健全な維持発展と都市経営の安定、ひいては地方自治の発展、さらには住民生活のセーフティネットとしての役割を担う点で、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当します。</p>	
11	<p>第2号 防災に係る調査研究及び普及啓発事業について</p> <p>住民の共有財産であり住民福祉活動や様々な都市機能の拠点や資源でもある公有財産等に対する防災や被害軽減対策の研究を行い、研究成果を広く普及、啓発することにより、住民生活のセーフティネットとしての役割を担う点で、「事故又は災害の防止を目的とする事業」に該当します。</p> <p>第4号 防災専門図書館運営事業について</p> <p>本事業は、あらゆる災害とその防止、災害時の非常措置及び復旧、復興等に関する図書、文献、その他の資料類を収集、分類し、閲覧に供することにより、災害研究、公共団体の防災対策、一般の防災意欲の向上に資する点で、「事故又は災害の防止を目的とする事業」に該当します。</p> <p>第5号 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業について</p> <p>「(1) 都市防災推進セミナー」については、防災に関する講演や事例報告、パネルディスカッション、防災活動に対する表彰を公開で行うことは、都市の防災事業の充実や一般の防災に関する啓発や人材育成に資する点で、「事故又は災害の防止を目的とする事業」に該当します。</p>	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)

<p style="text-align: center;">チェックポイント事業区分</p> <p>(下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p style="text-align: center;">チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)(注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業(地方自治法第263条の2に規定する相互救済事業)</p> <p>1 事業目的</p> <p>住民の共有財産である公有財産等の災害に因る一定の損害に対する相互救済事業を低廉な共済基金分担金で実施し、市等の経費節減と災害時の財政負担を軽減することを通じて、住民の税負担の軽減と住民福祉活動の拠点の早期回復に資することにより、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与いたします。</p> <p>2 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本事業は、事業対象が公有財産等であり、市等が本会に委託する方法により実施していますことから、事業目的、事業、事業の対象者等については、定款等で規定するとともに、ホームページ、広報誌に広く公開する等により、受益の機会を公開しています。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>本事業は、建物等の偶然の事故に因る損害のてん補事業であることから、制度設計・運用にあたっては、対象物件を管理、熟知する市の代表者が直接関与しています。また、本事業は、地方自治法第263条の2の規定により保険業法の適用を除外されていますが、共済基金分担金基率の算定に係る科学的・工学的手法等については、保険数理の専門的な要素を踏まえるため、必要に応じてアクチュアリー(保険数理人)からの助言も受けています。</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保</p> <p>本事業は、共済目的範囲、損害のてん補、共済委託契約について、相互救済事業の基本的事項を定めた業務方法書及びそれに基づく個別の事業に関する規程を制定してその基準を設けるとともに、当該基準に基づく事務取扱手引きを本事業を委託した市等に配付し、適正に受託及び支払処理を行っており、事業執行の公正を確保しています。</p> <p>エ その他</p> <p>本事業は、業界団体の販売促進、共同宣伝の要素はありません。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その</p>	<p>防災に係る調査研究及び普及啓発事業について(その1)</p> <p>1 本事業は、公有財産等に対する相互救済を補完するものとして、公有財産等の災害による損害の防止に関わる調査研究を行うものであり、研究成果の普及、啓発によって公有財産等の災害防止を通じて、住民生活のセー</p>

他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。

3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。

4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。

フティネットとしての役割を担うことにつながるため、不特定かつ多数（住民）の利益の増進に寄与する事業であります。

なお、本事業は、定款に「防災に関する調査研究」を掲げ位置づけるとともに、ホームページや広報誌により公開しています。

2 調査の成果はマニュアル冊子を作成し、本会の防災専門図書館で閲覧できるようにするとともに、共済委託をされた市等のみならず防災関係者及び希望者にも配布を行っています。
また、本会ホームページでも公開しています。

平成26年度に「ごみ処理施設の火災事故防止のための防火安全マネジメントマニュアル」及び「公共施設のための雷害対策ガイドブック」を作成

3 ごみ処理施設における火災・爆発事故について、環境問題や廃棄物問題に関して専門知識を有する学識経験者等と本会職員が調査研究を実施いたしました。

また、落雷事故では本会職員が行った各施設での調査結果を、中立的な立場で雷対策を業務として行う外部団体にその分析を依頼いたしました。

4 学識経験者等の助言を得て本会職員が調査研究の企画・立案から、結果の検証及び報告書の作成までを行います。なお、その過程において必要なデータの調査・分析等専門技術的な業務については、外部業者に委託することがありますが、あくまで部分的かつ補佐的なものです。

その他説明事項

(3) 講座、セミナー、育成

区分ごとのチェックポイント

1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。

（注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。

（注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。

4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

防災に係る調査研究及び普及啓発事業について（その2）

1 本事業は、公有財産等に対する相互救済を補完するものとして、公有財産等の災害による損害の防止に関わる調査研究を行うものであり、研究成果の普及啓発によって公有財産等の災害防止を通じて、住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことにつながるため、不特定かつ多数（住民）の利益の増進に寄与する事業であります。

なお、本事業は、定款に「防災に関する普及啓発事業」を掲げ位置づけるとともに、ホームページや広報誌により公開しています。

2 セミナーの内容は防災に関する公共施設の事故防止対策にかかわるものでありますが、受講の対象者は公共施設の設置者である市の職員のみならず、公共施設の管理、運営を行う関係者も受講出来ることとしており、受講の機会が開かれています。

3 セミナーは「ごみ処理施設」の火災・爆発事故防止対策や「落雷事故」の被害軽減対策にかかわるものであり、専門的知識の普及を目的とするものです。

このため、企画立案段階から、環境衛生の研究者や電気・設計関係の学識経験者等が関与しています。

4 講師料

・講師：技術士（国家資格保有者）又は大学教授又は准教授クラスの学識経験者

・単価：1時間当たり25,000円～35,000円

・セミナー時間：1回2時間を原則

	その他説明事項
<p>(12) 資金貸付</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3. 対象者（貸付を受ける者その他の債務者となる者）が一般に開かれているか。</p> <p>4. 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5. 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。（対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。）</p> <p>6. 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>消防・防災施設整備事業等資金融資事業について</p> <p>1 当該融資事業は、低利で市等の消防・防災施設整備事業等、広く住民が利用する施設の整備に充てられている点で、住民福祉の向上や住民の負担軽減をもたらし、不特定かつ多数の者（住民）の利益の増進に寄与する事業であります。なお、この事業は定款等で規定するとともに、事業内容や資金融資に関する諸条件は融資対象（市等）に周知しています。</p> <p>2 融資の条件は、消防・防災施設整備事業等を対象とし、低利でありますことから、本事業の目的は、住民の負担軽減の面で、不特定かつ多数の者（住民）の利益の増進に寄与し、公益目的としての設定に合致するものであります。</p> <p>3 資金貸付の対象事業については、消防庁舎の建設、防火水そう・消火栓の設置、消防防災施設の整備事業等に要する資金であって、その起債にあたって地方債の同意又は許可を得た事業を対象としています。これは、本融資事業が高い公益性を有しているものを対象とする観点から必要な限定として、行っております。</p> <p>また、貸付の対象となる者は、市等（なお、相互救済事業への委託や会員の入会要件は問わない）に限られますが、これは、対象事業が個人や民間を想定しているものではないことに加え、融資総枠の中で融資事業を効果的なものとするためには、融資一件当たり必要な融資額を確保する必要があるための限定です。</p> <p>4 （該当しません）</p> <p>5 融資の実施状況は、事業報告に掲載し、ホームページでも公開します。</p> <p>6 融資の決定には都道府県市町村課の一定の関与があります。また、地方債制度との整合等について総務省に相談しています。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>（注）ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。</p>	<p>防災専門図書館事業について</p> <p>1 昭和31年に防災専門図書館を設置し、「世界におけるあらゆる災害とその防止、災害時の非常措置及び復旧、復興等に関する図書、文献、その他の資料類を収集し、国及び地方公共団体の参考に供し、併せて一般の防災意欲の向上に寄与すること」を目的とし、広く一般の閲覧に供しており、不特定かつ多数（住民）の利益の増進に寄与する事業であります。加えて、地方公共団体や国（以下、「地方公共団体等」という。）が実施する防災事業はそもそも不特定多数を対象とするものであり、本資料を地方公共団体等が活用することは、質の高い防災事業の企画立案及び実施をもたらす点において、不特定かつ多数（住民）の利益の増進に寄与する事業であります。</p> <p>なお、図書館の特色や利用方法、提供するサービス内容は、ホームページ、リーフレット、本会のガイドブックなどにより広報しており、利用に供しやすいものとなっています。</p>

	<p>2 来館、電話、メール等による問い合わせ対応のほか、インターネットを利用した蔵書検索サービスを通じて資料を公表しています。</p> <p>3 司書資格を有する専任の職員が資料の収集や利用者の利便に資するため、適切な分類整理を行っています。</p> <p>4 外部委託を行っている業務は、サーバー管理等、補助・限定した業務に過ぎず、図書館としての主要な業務は外部委託していません。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>（注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>（注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業（その1）</p> <p>（1）都市防災推進セミナー（セミナー分）について</p> <p>1 本セミナーは、インターネットにより広く募集しており、参加者に制限を設けておらず、誰もが参加できることから、不特定かつ多数（住民）の利益の増進に寄与する事業であり、事業内容も一般に明らかにしています。</p> <p>2 インターネットで広く募集し、参加者を限定しておらず、都市の防災関係職員のみならず、防災ボランティア、学生などの参加もあります。</p> <p>3 本セミナーは、広く一般に参加を求め、専門家による防災知識の普及を図るものであることから、確認行為は行っていません。</p> <p>4 講演者及びパネリストに対する謝礼等はありませんが、実費弁償的な観点から、交通費のほか配付資料集の原稿料として30,000円を支払っています。また、パネルディスカッションのコーディネータを務めた学識経験者に対し、講評に係る監修料として30,000円、コーディネータ料として20,000円を支払っています。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>（注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>（注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業（その2）</p> <p>（1）都市防災推進セミナー（防災フォーラム）について</p> <p>1 防災フォーラムは、参加者をインターネットにより広く募集しており、参加者に制限を設けておらず、誰もが参加できることから、不特定かつ多数（住民）の利益の増進に寄与する事業であり、事業内容も一般に明らかにしています。</p> <p>2 インターネットで広く募集し、参加者を限定していません。</p> <p>3 防災フォーラムは、広く一般に参加を求め、専門家による防災知識の普及を図るものであることから、確認行為は行っていません。</p> <p>4 講演者及びパネリストに対する謝礼等はありませんが、実費弁償的な観点から、交通費のほか配付資料集の原稿料として30,000円を支払っています。</p>

	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業（その3）</p> <p>（2）防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業の助成について</p> <p>1 本事業は、本会の相互救済事業と直接的な関連が深い全国的規模の消防防災推進事業や危機管理に関する事業、安全・安心なまちづくりに関する調査研究・普及啓発や、その前提となる都市政策等に関わる調査研究等の事業（下記参照）に対して助成し、都市機能の健全な維持発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。</p> <p>（本会の公益目的事業として助成する全国規模の消防防災推進事業や危機管理に関する事業等）</p> <p>〔1〕全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究</p> <p>〔2〕全国的規模に係る地域現場における消防・防災活動等の普及、啓発、活性化に関する事業</p> <p>〔3〕全国的規模に関わる安全・安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究（まちづくり）等</p> <p>2 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本会の事業が全国的規模であり、また、本助成の財源が、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入であるという性格から、助成対象は、消防防災推進事業や危機管理、安全・安心なまちづくりに関する調査研究事業等であり、かつその事業を全国的規模で実施していることを条件としているため、一般に公募はしていませんが、公益性が高く評価される事業を支援することを通じて本会の目的とする公益を生み出していくものであると認識しています。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策 及び ウ 審査・選考の公正性の確保</p> <p>助成対象事業として、上記の〔1〕～〔3〕の事業を対象としていますが、全国的規模に係る事業ということもあり、助成の対象となる具体的な事業については、本会において「その事業が本会の目的に合致するものであるか」「当該事業を実施する団体にその事業を実施する基礎が備わっているか」という両面から理事会において審査をいたします。</p> <p>具体的には、前者については「事業計画等においてその事業の目的、内容及び見込まれる上記〔1〕～〔3〕のいずれかに合致するか」「住民福祉の向上に寄与するものか」等であり、後者については「全国的規模に係る事業を実施する基礎的能力を有しているか」「助成対象事業以外でも公益性をもたらす事業を実施しているか」等を総合的に判断し、理事会で助成を決定いたします。</p> <p>平成24年度に本会が助成を実施した対象事業及びこれらの事業を実施している団体はいずれも上記の条件に合致するものとして、平成24年6月に開催した理事会及び総会での決議を得ました。また、実施事業の内容については、各団体に報告書の提出を求め、平成25年5月開催の理事会にて報告を行いました。</p> <p>更に、平成25年度以降の助成の実施に関しては、平成25年1月開催の理事会において「助成規程」を新たに制定し、助成の対象となる事業、対象となる事業を実施する団体等の条件、助成の申請方法、申請に対する理事会での審査・承認、事業実施後の報告書の提出及び理事会で</p>

	<p>の報告の旨を規定し、事業の質の確保及び審査・選考の公平性の確保を図れるようにいたしました。</p> <p>エ その他 業界の販売促進、共同宣伝の要素はありません。助成内容については、HPで情報公開を行います。</p>
	その他説明事項

〔 3 〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。